

南区農業委員会



第40号

令和3年2月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025)372-6785·372-6791 FAX (025)373-2285 http://www.city.niigata.lg.jp/(新潟市)

主な内容

P 2 秋の叙勲・利用権の更新

P3 農地パトロール

P4 経営基盤強化法による売買·交換



の叙

った多くの功績が今回の受賞

平成 委員会組織 に農地 臣賞を受賞されています。 農業委員会とともに農林水産大 興に尽力されたことから、 特に平成三十年度三月末の南区 わたり農業委員会会長を務め や政令指定都市移行に伴う農業 員として活躍され、 国平均を上回 認定農業者への農地集積 花岡氏は -成三十年には 一十二年からは三 在任中は農業委員ととも 0 集積 織再編を経験しながら、 ・集約化を進 りました。 地 市町 域の農業振 から農業委 三期九年に

庁で勲章の伝達式が行われまし 農業委員会会長の花岡 旭日単光章を叙勲され、 和二年 月三十 秋の 叙勲で、 Ė (月)に新 前 令和 潟県 英氏 南区 ばしいことです。

躍されることをお祈りいたしま につながったことは、 健康でますますご活

本当に喜







令和3年3月31日で農業経営基盤強化促進法による利用権の契約が終了する貸 し手さん・借り手さんが、4月からも引き続き貸し借りする際は、手続きをお忘れ なく行ってください!手続きの際は、貸し手と借り手、両者の認印が必要です。

月	申出契約締切日	定例総会日	公告日
2月	2月25日(木)	3月30日(火)	4月14日(水)
3月	3月16日(火)	4月30日(金)	5月14日(木)



【全国農業新聞】

農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

- ☆毎週金曜日発行(月4回)
- ☆月額700円
- ☆3ヶ月間の試読(無料)もできます!!
- 農業委員・農地利用最適化推進委員、 ◎お申し込みは または南区農業委員会事務局へご連絡ください。 ☆025-372-6785^

どこでも読める 電子版も配信中!

毎週金曜日、 午前9時に配信!

お手持ちのスマートフォン、 タブレット、パソコンで全 国農業新聞の紙面をそのま まご覧いただけます。



び農地 地 優良農地として再生された農地を巡 しました。 在耕作されてい の現地調査を行 令和一 利用最適化推 年 -- 月三十 ない農地や、 いました。 進委員で遊休農 Ė 農業委員及 当日 既に は

しの調査は農地法第三○条で農業



です。 行うことで、農地の管理が悪く、 委員会業務として義務付けられて 意向調査を行うため、 休農地と考えられる土地の所有者に 毎年一 今後の農地活用を含めた利 回農地の 利用状況調査 実施するもの 遊 用

行うなど、 農家との利用権設定 ることを確認しました。また、 よう土地所有者への働きかけを行 ことから、 解消に結びついている農地もある の文書等の指導により、 いく事を申し合わせました。 巡回後の検討会では、 引き続き継続的に実施す 効果的な解消に結び付く (賃貸借等) 土地所有者 遊休農 地域

切り花、 割を占めています。 の出荷量は九三六万本と全体の約六 は約一、四七〇万本。そのうち南区 全国1 チューリップ。その出荷量 位の出荷量を誇る新潟県の

社カミシオでは八品種の出荷作業が 行われていました。 撮影日の十二月二十四日、 有限会

でが出荷時期で、二月には十五~一 〇品種が出荷を迎えます。 毎年十一月上旬から四月十日頃ま



言葉は ます。 リップは寒いところに置くと長持ち クリスマスドリームとのこと。チュー の影響を免れない日々を温めてくれ を思いやる心は新型コロナウィルス めな水替えと切り戻しが肝要です。 ンス、黄色はストロングゴールドが **人気の品種で、一番人気はピンクの** 市の花でもあるチューリップの花 ますが、さらに長く楽しむにはま 赤いチューリップはイルデフラ 「思いやり」。 相手を、 周り

農業者年金に

加入しませんか?

月額最大1万円の保険料補助

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

保険料は全額社会保険料控除の対象

農業委員会かお近くのIA、または農業者年金基金に お問い合わせください。

一定の要件を満たす方には

加入で大きな筋段効果!

ポイント2

ポイント3

農業経営基盤強化法による「売買・交換」について

農地の売買・交換手続きは、農地法による許可申請のほか、農業経営基盤 強化促進法による申請でも行えます。ご希望の方は、各地域の農業委員・農 地利用最適化推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。

制度の特色

- ・所有権移転登記は、該当要件を満たしている場合について、農業委員会事務局が行います。
- ・一定の要件を満たした場合、下記税金の優遇措置が受けられます。 譲渡所得800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

制度の要件

①買い手の要件

- ・自ら耕作すること。(不動産業者等が仲介していないこと)
- ・青牡年農業従事者(農業後継者)がいること

②土地の要件

- ・取得面積が概ね 10 a 以上であること。(ただし、隣接する既存農地を含めることは可)
- ・買い手の経営面積が水田面積換算で260a以上であること。

届出に必要な書類等

- ・売手、買手の双方からの申し出となります。
- ・申し出前に、すでに実質的な契約を締結している場合は、当制度の対象 となりませんのでご注意ください。
- ◎両者の認印
- 売買、交換は土地の登記簿謄本(法務局交付の全部事項証明書)※代理申請の場合は、事前にご相談ください。(農政振興係 ☎:375-6785)
- ◆農地の情報は、個人の大切な資産情報です。
- ◆売買・交換をご相談の際は、当該農地を所有している方の承諾書(委任状)をご提示ください。

